

延命公園等の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

延命公園等の指定管理者を次のとおり指定するにつき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
延命公園 清水川緑地 若松緑地 大水児童公園 川合寺児童公園 若松児童公園 野村児童公園 皇美麻児童公園	滋賀県東近江市池庄町 4 3 7 番地 1 公益社団法人東近江市シルバー人材センター	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
布施公園 ひばり丘児童公園 東市辺児童公園 中野児童公園 前山児童公園	同上	同上

提案理由

延命公園等の指定管理者の指定について、市議会の議決を得たく、本議案を提出するものである。